

＜令和 8 年度夏期一斉取締り実施結果＞

監視指導予定施設数	監視指導延べ施設数	食品衛生法違反として 改善指導した施設数
405	585	0

- 県内の食品関係営業施設を対象に、585施設の監視を実施
- 特に食中毒の原因施設となる頻度の高い施設を重点的に、以下の316施設について監視を実施

○ 特に食中毒の原因施設となる頻度の高い施設を重点的に監視を実施（339施設）

監視指導を行った施設	施設数
食品を大量に取り扱うスーパーマーケット、広域流通食品の製造・販売等を行う施設等	109
食肉を取り扱う施設	156
大量調理施設等（弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等）	74

○表示監視（別添 3）：86＋県外広域流通弁当（別紙 4）：23

別紙 1

別紙 4